

山梨県外国人支援団体状況調査

調査結果報告書

令和2年2月
山梨県

目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| I | 調査概要 | 1 |
| | 1. 調査の目的 | 1 |
| | 2. 調査の項目 | 1 |
| | 3. 調査の方法 | 1 |
| | 4. 回収状況 | 1 |
| | 5. 報告書を読む際の注意点 | 1 |
| II | 調査結果 | 3 |
| | 1. 団体の概要 | 3 |
| | 2. 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について | 5 |
| | 3. 行政への要望等について | 12 |
| | 4. その他 | 13 |
| III | 調査票 | 15 |

I 調査概要

I 調査概要

1. 調査の目的

山梨県の在留外国人数は1万6千人を超え、年々増加しています。

本調査は、外国人を支援している団体の事業実態やニーズ、また、団体に寄せられる外国人の相談について把握し、外国人が働きやすく、暮らしやすい県づくりに向けた検討の参考とするため実施しました。

2. 調査の項目

1. 団体の概要

2. 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について

- ・交流や支援の対象となる外国人の人数、国籍、世代、性別、在日期間等について
- ・交流や支援の対象となる外国人から困りごとや相談ごと
- ・外国人が日本で生活しやすくなるために必要なこと
- ・その必要なことの中で、行政が重点的に行っていくべきこと

3. 行政への要望等について

4. その他

- ・外国人支援団体として考えていること・感じていること

3. 調査の方法

対象者：山梨県内で外国人を支援している活動している団体（36団体）

調査方法：郵送配布・郵送回収（一部、メール返信による回答）

調査期間：令和元年10月9日～令和元年12月10日

4. 回収状況

| 対象数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------|-------|-------|
| 37団体 | 25団体 | 67.6% |

*回収できなかった12団体の内訳 …………… 外国人支援の実態がないため：3団体
未達・連絡がつかない：4団体
拒否または返信されず：4団体
代表者が長期海外出張のため：1団体

5. 報告書を読む際の注意点

- 本調査は記述式であったため、回答団体によって回答の長さや具体性が異なっていたため、可能な限り要約した内容で記載しています。また、団体が特定されないように、一部文言を修正している箇所があります。

II 調査結果

Ⅱ 調査結果

1. 団体の概要

Q1～Q3. 団体の基本情報（団体設立の経緯、活動されている方、活動内容等）

*本調査に協力いただいた団体を、活動内容別に分類すると、以下のとおりです。（複数カウント）

●国際交流：14団体 ●日本語学習：14団体 ●相談：6団体 ●その他：2団体

各分類の主な活動内容

国際交流：姉妹都市交流、ホームステイ支援、日本で交流イベント等の実施

日本語学習：日本語学習の教室開催、マンツーマン指導

国際協力：海外への募金活動

相談：日常生活、法律、在留資格等に関する相談受付

その他

Q4. 団体の活動で困っていることや今後活動を継続していく中での課題を教えてください。

<会員の減少・高齢化 / 人材不足>

- ◆日本語支援が必要な外国籍児童は、毎年その数が増加している反面、支援者側（特に日本語ボランティア）の疲弊が目立っている。
- ◆会員の高齢化並びに若手会員が増えない。
- ◆会員数減少
- ◆会員の高齢化により、事業実施が年ごとに困難になっている。（若い世代の入会が必要）
- ◆災害、医療など、言語による通訳人材数の偏り
- ◆スタッフが不足し、一部の人材に負担がかかっている。国際ボランティアということで、当初は興味・関心をもって沢山集まるが、実際には地道な活動であるため、徐々に少なくなってしまう。
- ◆会員数の減少
- ◆当委員会の会員一人ひとりが事業の運営に関わっていける体制づくり（会員の年齢層が高いため、若い世代の会員募集に努めていくこと。）
- ◆市民向けの教室を開催する際に、市内在住の外国人に講師を依頼したいが、その人材を把握することが難しい。
- ◆担当職員の人材不足（自治体からの補助金の削減）
- ◆支援・協力者の確保（若い世代へのアプローチ）
- ◆支援者が日本人に偏っている。
- ◆携わる人材の地域貢献活動に対する主体性の確保
- ◆協会役員の高齢化による人数の減少。若い世代の人を協会役員として確保していく必要がある。
- ◆会員の高齢化が進んでいる。会員の9割が継続会員で、新規会員がなかなか入ってこないため、年齢層が年々高くなっている。
- ◆人材不足

<財源不足・資源不足>

- ◆財源の不足(会員数減少が主要因)
- ◆財源の確保
- ◆レッスン会場の確保が難しい。
- ◆活動はしていないが、時々依頼される場合は協力する。10～30人のホームステイは、食事・寝具などが不自由のため、中止している。
- ◆財源不足で経済的サービスの提供が不十分である。
- ◆地域貢献に係る関連予算の継続的確保
- ◆自治体の補助金対象の団体ではあるが、補助金ということは身銭も出さねばならないということでもあり、財源不足
- ◆在日学校では行政の補助がなく、通学する生徒たちからの学費のみで運営しているため、生徒たちが快適に過ごせる施設や設備に投資できる十分な資金がない。また学費が在日外国人として働く保護者の生活の負担となっている場合もある。

<周知活動・情報提供>

- ◆外国人住民への効果的な周知
- ◆他団体の活動や関連情報が見えにくい。
- ◆学習支援教室を開いていることの周知がうまくいっていない。色々な形で周知活動を行っているが、時間帯も問題なのか、学習者がなかなか集まらない。
- ◆日本語の未習得の方へ当協会の活動を周知する方法がわからない。
- ◆サポートを必要としているところに当法人の情報が伝わっていない。
- ◆無料相談会を開催する際の告知方法に苦慮している。効果的に集客ができていない。

<交通手段>

- ◆学習者が教室に通う交通手段の確保

<事業・サービス内容>

- ◆対外国人支援については、言葉・文化・習慣等が不勉強で十分理解できていないため、相談者のニーズに最適なサービスの提供ができていない。
- ◆多言語による進学ガイダンスは、本来行政が行うべきこと
- ◆在住の外国人に対する多文化共生事業の充実を図ること
- ◆地域の方々との交流も活発に行い、本法人が地域に愛され必要とされるように取り組みたいと思っている。

<行政等との連携>

- ◆早急に日本語支援に向けた官民合同の検討委員会を立ち上げて、外国籍児童の高校進学を最終目標にした施策を打ち出してほしい。
- ◆産官学連携が推進される機会があればと考えている。
- ◆行政の理解協力がなく、共生社会のインフラである医療通訳への無関心／学校健診は教育委員会所管であり、当該の外国人学校は一条校でないため、子ども達は地域の住民であるにもかかわらず、健康診断が行われない。
- ◆外国籍住民は、住民であり生活者であるにもかかわらず、行政は課・部署のみで外国籍住民対策を担当する場合が多い。縦割りではなく、横のつながりを強化して、全ての課で取り組んでほしい。

2. 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について

Q5. 交流や支援の対象となる外国人の人数、国籍、世代、性別、在日期間等について教えてください。

* 交流や支援の対象となる外国人は、各団体で特徴があり、団体を特定できるため、公表しません。

Q6. 交流や支援の対象となる外国人から困りごとや相談ごとを受けることはありますか。ある場合は、その内容について個人情報伏せの上で具体的に記載してください。

<日本語能力>

◆ラテン系に関しては、依然としてブラジルからの就労者が多く、日本語学習の情報が必要となっている。

<多言語対応・通訳>

◆言葉の問題、通訳が少ない。

◆行政文書や銀行など様々な手続きが必要な場面で、日本語が難しく困る。

◆多言語対応が不足している。(防災、医療、生活・教育)

<仕事>

◆外国人の県内への就職先の確保

◆仕事(求職)に関すること

◆就労に関すること

◆日本語がうまく話せないため、希望する就職先が見つからない。

◆商工会議所への手続きなど

<医療>

◆病気に関すること

◆医療機関での問診票等書類作成

◆日本語が十分理解できず、また話すことも十分できないため、具合が悪くても医療機関の受診を控えているというケースは少なくない。そのため、非常に悪化した状態で受診することになり、医療費増につながる。

◆十分な通訳ができない方の通訳で、外国人患者が医療サービスを十分享受していない実態があがっている。

<教育>

◆ラテン系に関しては、依然としてブラジルからの就労者が多く、子どもの保育や教育が必要となっている。

◆教育に関すること(通塾)

◆日本の高卒資格がほしいがどのような方法があるか。

◆子どもを本国から呼び寄せて、日本の中学に入りたいが、どこに相談すれば良いか。

◆子どもの教育・養育に関すること

◆高校の学費(奨学金は年度末にならないともらえないため)

◆小学生高学年の保護者から中学校の進学相談

◆子どもの場合、日本語が十分でないため、学年を1つ下げて就学したいが、市町村によっては、それが認められない場合がある。

<生活全般>

◆結婚・離婚に関すること

◆暮らしに関すること(住宅、書類申請等)

◆夜間における騒音(暴走族等による深夜のバイク走行)

◆人間関係(嫁姑問題)

◆寮の近隣に住む日本人から、窓を開けるだけで覗いていると苦情を言われる。

◆夜部屋の電気をつけていると、遅くまで何をしているのかと聞かれたこともある。また、その方が覗かれたと別の近隣の方々に流布しているようである。

◆DVに関すること

◆離婚や労働などの法的トラブル

<交通>

◆道路が狭い

◆交通の便が悪い

◆外国人向けの道路標識が少ない

<その他>

- ◆税金や医療費控除について
- ◆生活苦や債務に関する事
- ◆在留資格に関する事(在留資格の更新、家族帯同等)
- ◆アジア系留学生は、在留資格の変更や就職活動における支援が望まれている。
- ◆ビザ・国籍問題に関する事
- ◆在留資格や永住権等の取得に関する事。日本での企業やそれに伴う手続等
- ◆発足当時は日常生活全般にわたる相談を受けることが多かったが、現在のところ、法律相談等は公的な機関を紹介するようにしている。
- ◆ウェブサイトの不足(観光地、会社など)

Q7. 普段、Q6の困りごとや相談ごとを聞いている中で、交流や支援を行っている側から見て、外国人が日本で生活しやすくなるために必要なことは何だと思えますか。複数ある場合は、重要度が高いと思う順に記載してください。

<日本語能力>

- ◆ 外国籍児童が自ら進んで日本語を勉強できる環境の整備に取り組むことが有効。放課後クラブに、小中学校の全教科の学習ソフトが入ったパソコンを何台か設置することで、児童は好きな時に好きな教科の勉強が可能になる。
- ◆ 日本で生活する以上、もっとも広く使われている日本語の基礎力をもつことは最低限必要なこと。そのため、来日の早期に、集中的に日本語を学ぶことが必須
- ◆ 自治体や受け入れ企業等による日本語教育支援体制の確立
- ◆ 日本語教育
- ◆ 図書館の書籍の充実(日本語教育に関する図書、異文化理解、外国語の書籍)
- ◆ 外国人の日本での生活がどうなっているかにもよるが、外国人に日本語を覚えてもらうのが一番良い。
- ◆ 日本語でのコミュニケーション

<多言語対応・通訳>

- ◆ 言葉の問題(通訳の数を増やす。)
- ◆ 外国人集住地域の市町村窓口や関係機関において担当者の人材育成(多文化共生に対する意識向上)と通訳者の配置または通訳サービス(タブレット端末など)の導入
- ◆ 病院、商売など専門的な手続きや用語が必要な場面での通訳の確保
- ◆ 日本人を対象とした「やさしい日本語講座」の開設
- ◆ 教育・医療・行政・司法・警察での通訳は、人が生きていく上で、欠かせない通訳でコミュニティ通訳と呼ばれている。それらの分野は、できる限りその専門通訳の配置や「やさしい日本語」の普及をはじめとした体制の充実をはかるべきところである。

<相談・情報提供>

- ◆ 各方面におけるウェブサイトの充実を図る。
- ◆ 相談窓口の充実(外国人の相談対応者の養成/スタッフのスキルアップ/通訳サービス(電話、タブレット端末によるもの)の導入/各種相談窓口の集約/各種専門機関の合同相談会)
- ◆ 情報の多言語化(言葉の壁をなくす。)
- ◆ 相談窓口の開設やその広報
- ◆ 多言語による情報周知
- ◆ 外国人の理解できる言語による情報発信
- ◆ 災害時・緊急時の情報発信の多言語化
- ◆ ハラルフードが提供されている店舗などの情報発信

<仕事>

- ◆ 外国人への就職の確保(在住外国人増加への対応)
- ◆ 働きやすい環境整備

<教育>

- ◆ 外国人労働者の子どもの就学支援

<交通>

- ◆ 道路の拡張と交通の便をよくする努力をする。
- ◆ 外国人向け道路標識を増やす。

＜交流・異文化理解＞

- ◆多文化共生活動も 20 年を経過するので、外国人が生活者としての立場に立つ意識変革が必要。そのためには、外国人との交流の場を増やす企画立案が望まれる。
- ◆地域住民の異文化理解
- ◆孤立しないこと、孤立させないこと。日本人と話す場所があること、日本人で話す人がいること、何かの目的をもって参加できる場所があること
- ◆防災や福祉など様々な分野で互助や共助といった必要性が高まる中で、身近な色々な問題を、短時間で解決していくために、地域住民とのコミュニケーションを図り、関わりをもつことで多文化共生への推進を進めていくこと
- ◆日本人との交流の機会の提供(イベント等)
- ◆大人、子どもともに日本文化、言語の教育を行う場所が必要(文化や言語が全くわからない状態で、職場や学校に行った場合、コミュニケーションが取れず、受け入れる側も大変である。トラブルの元となる。事前に一定期間、そのような場所で就学して、文化や言語を多少理解することが重要)
- ◆日本人の多文化共生への意識
- ◆人として、住民としての人権を守ることに繋がる。「共生社会」「多文化共生」「多文化社会」について、日本国籍住民(県民)の理解を促進するための啓発活動
- ◆外国につながるのある子どもの未来を真剣に考えられる日本人を増やすこと

＜その他＞

- ◆日本国内で労働外国人への納税知識などの支援
- ◆在日外国人の老後・年金
- ◆官民の連携サポート体制の充実
- ◆入管法・国籍法等の諸手続きの規制緩和
- ◆外国人の地域での受け入れ態勢の充実
- ◆日本の法制度に対する理解と母国の法制度との違いなどを理解すること
- ◆居心地の良いインフラづくり、居場所づくり
- ◆公共施設への祈祷室の設置

Q8. Q7に対して、特に行政が重点的に行っていくべきことは何だと思いますか。

<日本語能力>

- ◆日本語教育
- ◆行政がコーディネイト役を担い、来日早期に、日本語教師による集中的な日本語教育を受ける機会を保証(ボランティアはあくまで補充的役割として機能すべき)
- ◆日本語教室などの学習機会の提供
- ◆図書館の書籍の充実(日本語教育に関する図書、異文化理解、外国語の書籍)

<多言語対応・通訳>

- ◆サービスの多言語化
- ◆言葉の問題(通訳の数を増やす。)
- ◆行政文書などの多言語化
- ◆公的施設の案内など多言語化
- ◆行政や公的施設での通訳常置

<相談・情報提供>

- ◆各方面におけるウェブサイトの充実を図る。
- ◆相談窓口の開設やその広報
- ◆どこに誰が住み、何をしているのかなどの情報がないため、把握する必要がある。
- ◆多様な手法で情報提供を行いながら、広報紙やホームページ、CATV、ラジオ、SNSなどで情報発信に努める。
- ◆台風や災害、地震などの際、すばやく数か国語での情報提供ができること。Web、facebook、何でも構わないので、山梨県内の情報が素早く即時に取得できることが必要。遅くては意味がない。

<仕事>

- ◆外国人への就職の確保(在住外国人増加への対応)

<教育>

- ◆本県による本県のための教育支援体制の構築と必要な予算の確保
- ◆今年の4月より改正出入国管理法が施行され、特定技能2号資格取得者は家族等も在留が可能となった。このことから、特に就学年齢の子どもへの教育についてきちんとした取り組みが必要
- ◆行政単独で支援していくのは難しいと思うが、民間の企業などと連携して教育機関の提供や金銭的な支援を行う必要があると思う。

<交通>

- ◆道路の拡張と交通の便をよくする努力をする。
- ◆外国人向け道路標識を増やす。

<災害時対応>

- ◆災害・防災
- ◆避難場所を含む対応
- ◆移動手段・通訳などの災害時の対策
- ◆災害時・緊急時の情報発信の多言語化

<交流・異文化理解>

- ◆地域と共に円滑に暮らせるように外国人、日本人ともの多文化共生社会への意識付け
- ◆自然な形で市民が外国人と交流ができるようにするためにはどうすれば良いのかを考える。
- ◆外国人・日本人間に起きるトラブルの解決

<その他>

- ◆ 住み心地の良いインフラづくり
- ◆ 外国人の現状認識及び分析。その上で行政の支援が必要な重点分野を絞り、民間とともに具体的な短中期の政策立案が必要(それらの情報物が自由に閲覧できる場所も必要)
- ◆ 福祉
- ◆ 行政の手続きの簡素
- ◆ 行政の積極的な民の活用
- ◆ 行政官の質(能力、知識、経験、人間性等)の向上
- ◆ 外国人コミュニティへのアプローチ
- ◆ 国から市町村への財政的な支援
- ◆ 公共施設への祈祷室の設置

3. 行政への要望等について

Q9. 団体の活動について、行政への要望等があればご記入ください。

<日本語学習>

- ◆当該自治体に公立の日本語学校の設立

<周知活動・情報提供>

- ◆2020年度の外国人相談ワンストップセンターの設置については、民間の支援団体が手を挙げられるように公募してほしい。外国人の多岐・多分野にわたる相談に対応できるような行政の窓口の一元化も時流
- ◆当該自治体で行っている事業について、山梨県でもHPやSNSなどを使って周知の協力
- ◆交流会等を開催する時に外国人参加者を集めることが難しい。(外国人が集う場所の紹介や各施設等へのイベント周知に関する協力等、外国人材確保の協力)
- ◆外国人向けイベントや有益情報の告知に関する協力
- ◆語学ボランティアへの支援(情報提供)
- ◆外国人支援を行っている団体が集まる「やまなし〇〇フォーラム」のようなイベントの開催

<人的支援>

- ◆在日外国人問題のエキスパートの養成と各自治体への配置
- ◆行政と支援団体をつなぐコーディネーターの養成
- ◆相談者の方が外国人の場合、意思疎通が困難になるため同行支援
- ◆語学ボランティアへの人材支援(講師派遣)

<技術的支援>

- ◆語学ボランティアへの支援(教える側の指導)

<財政支援>

- ◆事業実施の金銭的補助(事業実施の経費を会員拠出の費用だけで賄うのは非常に難しい。)
- ◆多文化共生事業への補助金
- ◆関係補助金の充実
- ◆語学ボランティアへの財政支援(資料代等)
- ◆財政面での援助
- ◆当該国籍の外国人学校、または当該国籍の外国人へ通う家庭への補助(在日外国人の子どもの中には、日本の学校に通わず、母国語で授業が行われる学校に通う子どもも多い。しかし、行政の補助がない中での運営のため、子どもにとって快適な環境で学校生活を過ごすための資金が不足している。)

<連携>

- ◆自治体からの共同研究・受託事業を実施しており、行政のもつ外国人支援に係る課題解決を協働で実施することができる。
- ◆外国人支援に係る取組については、これまで行政との連携が難しい部分があったが、今年度、県に外国人受入支援に係る組織が新設され、連携が進みやすくなったとの声。今後の更なる連携強化を期待
- ◆行政との連携強化(双方向の連携)

<災害時対応>

- ◆緊急対策用の非常食や水の備蓄のための支援

<その他>

- ◆理解と対応をもう少し早くしてほしい。
- ◆助成金交付のための手続き・事業実施後の報告の簡素化(助成金交付のための手続き・事業実施後の報告書の作成にかなりの時間と労力を費やすことを余儀なくされてきた。)
- ◆かつての県ボランティアセンターと同様に利用することができる施設が早急に復活することを強く希望(日本語支援に関わらず、いろいろな分野でマンパワーを結集する拠点となることを期待できる。)

4. その他

Q10. 外国人支援団体として考えていること・感じていることなどについて、ご自由にご記入ください。

<団体の課題・活動上の課題>

- ◆ 財源の問題、会員減少、会員の高齢化が現在抱えている問題
- ◆ 支援する側もされる側も年をとってきたと感じる。
- ◆ 日本語支援活動を進める上での難しさ(出身地や年齢で決めつけがあってはならないことを実感)
- ◆ 生活者としての外国人の存在に気づく難しさ(一過性の出会いだけでなく、生活者としての外国人とどのようにしたら本当に出会えるのか、理解を深められるか。外国人支援の他団体とともに考えていきたい。)
- ◆ 外国人の支援を専門に行っていないため、通訳人が常駐しておらず、日本語が話せる方が同行していただけないとスムーズな対応が難しい。
- ◆ 外国人の増加に伴い、文化の違いによるマナー上のトラブルや環境の変化が生じてくる。それらのトラブルを解消するためには、多言語対応や異文化理解が必要(最低限、英語や中国語、韓国語、やさしい日本語での対応)
- ◆ 観光客に対しても、ごみの捨て方や施設の利用方法など、地域が一带となって観光客の受け入れを行っていないかなければならないため、それらへの対応を順次行っていく。

<活動の方針>

- ◆ 外国籍の方に参加してもらい、効果的な支援を推進したい。
- ◆ 居心地の良い環境づくり、特に居場所づくりを提供していきたい。
- ◆ 支援団体同士の連携により、外国人にとってより良い環境が構築できるものとする。
- ◆ 語学堪能な、いわばトップランナーは素晴らしい。しかし、外国語はたどたどしくとも外国人に礼儀正しく親切にしようとするのも素晴らしいことだと思う。当該団体は誰でも参加できる語学ボランティアサークルでありたい。
- ◆ 当該団体では姉妹都市交流は安定して行われている。多文化共生事業として住民を対象とした外国語教室、在住外国人を対象とした日本語サロン(教室)を継続している。
- ◆ 自主事業として、外国人と日本人市民と一緒に参加できる防災関係、文化交流関係の事業を展開していきたい。
- ◆ 持続可能で豊かな社会の実現に向け、貢献していきたい。

<教育支援>

- ◆ 教育的な支援は、一時的ではなく、継続的に行っていく必要。こうした活動や取り組みに対する認知度を高めていくことが重要
- ◆ 外国人労働者の増加が予想されることから、それに伴う子どもの教育支援の充実等

<情報共有>

- ◆ 外国人の動きは変化が多く、外国人支援団体としては国籍に応じて臨機応変に対応していくことが求められる。そのため、行政との多くの情報交換の場を望む。
- ◆ 県内でのイベント紹介

<その他>

- ◆ 若者や学生(主に留学生)から学んだことは、留学生は大変素直であること
- ◆ 学生時代に日本語支援や学習支援を必要とする子どもと出会うことは、学生にとって貴重な実体験になるため、もっと関心をもってほしい。
- ◆ 外国人との信頼・友情の醸成
- ◆ 言葉が伝わらないと、コミュニケーションをとって交流を深めることは、なかなか難しい。外国人が日本語を学んだり、日本人が外国語を学んだりすることや、言葉がわからない方同士でも交流ができる機会がもっと気軽にあれば良い。

III 調査票

外国人支援団体状況調査 ～ ご協力のお願い ～

日頃より、本県の施策推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
本県における在留外国人数は年々増加傾向にあり、今後増加が見込まれる中、本県では、外国人が生活しやすい環境づくりに向けた共生推進に取り組んでいきたいと考えています。

つきましては、外国人を支援している団体の事業やニーズ、在留外国人の悩みや課題について把握し、今後の本県における施策形成の参考とするため、外国人を支援している団体を対象とした状況調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

団体の概要や関わりのある外国人の状況等につきまして、別紙アンケート調査票をご記入の上、**令和元年10月21日(月)**までに同封いたしました返信用封筒でご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査の回収支援・とりまとめ作業に関しては、株式会社サーベイリサーチセンター 静岡事務所（静岡市葵区）に委託しています。そのため、当該事務所より返信のご依頼等の連絡が入ることがありますので、ご了承ください。

◇ 調査について・回答時の注意事項について ◇

- 本調査の結果は公表予定ですが、各団体の名称は公表しません。団体ごとにとりまとめ等、どの団体がどのような回答をしたかを特定できるような状態での公表は行いませんので、率直なご意見を願います。
- 回答は、なるべく詳細に記載してください。
- 長文で手書きが難しい場合は、パソコン等で作成した文書を同封していただいても構いません。その際には、どの問に対する回答なのがわかるようにしてください。
- 調査への協力依頼の連絡をさせていただく場合があります。また、調査票提出後、内容についてヒアリングさせていただく場合があります。
- この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

≪ 調査に関する問い合わせ先 ≫
 山梨県 総合政策部 外国人材受入支援課（担当者 笠井）
 電話 055-223-1539 / ファックス 055-223-1516
 ≪ 回収支援・とりまとめ作業委託先 ≫
 株式会社サーベイリサーチセンター 静岡事務所（担当者 北崎・薫科）
 電話 054-251-3661 / ファックス 054-252-6544

外国人支援団体状況調査

| | |
|------|------|
| 団体名 | 代表者名 |
| 所在地 | |
| 記入者名 | 連絡先 |

1. 団体の概要について

※団体や組織の一部で外国人向けの交流や支援を行っている場合は、その事業についてご記入ください。

Q1. 団体を設立した経緯について教えてください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

Q2. 団体に所属または活動している方について教えてください。

※人数、国籍、地域、年齢、職業、所属・活動のきっかけ、募集方法（どのように集まったのか）等

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

Q3. 主な活動内容について教えてください。

※パンフレットやHPに詳細な掲載があれば、そのコピーの添付でも結構です。
※今後新たに取組んでいきたい事業がありましたら、併せてご記入ください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

Q4. 団体の活動で困っていることや今後活動を継続していく中での課題を教えてください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

2. 交流や支援の対象となる外国人の傾向や状況について

Q5. 交流や支援の対象となる外国人の人数、国籍、世代、性別、在日期間等について教えてください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

Q6. 交流や支援の対象となる外国人から困りごとや相談ごとを受けられることはありますか。ある場合は、その内容について個人情報は伏せたま上で具体的に記載してください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

Q7. 普段、Q6の困りごとや相談ことを聞いている側から見て、外国人が日本で生活しやすくなるために必要なことは何だと思えますか。権数ある場合は、重要度が高いと思つ順に記載してください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

Q8. Q7に対して、特に行政が重点的に行っていくべきことは何だと思えますか。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

3. 行政への要望等について

Q9. 団体の活動について、行政への要望等があればご記入ください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

4. その他について

Q10. 外国人支援団体として考えていること・感じていることなどについて、ご自由にご記入ください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

これで調査は終了です。同封の返信用封筒に入れて、令和元年10月21日(月)までに投函してください。

ご協力ありがとうございました。

**山梨県外国人支援団体状況調査
調査結果報告書**

山梨県 総合政策部 外国人材受入支援課
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL : 055-223-1539 FAX : 055-223-1776